

報道資料

**千葉県**



Chiba Prefectural Government

令和３年９月１７日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

商工労働部経営支援課

０４３－２２３－２７８７

**飲食店の基本的な感染防止対策の確認について**

　県では、飲食店の基本的な感染防止対策について、見回り調査として、現地を訪問の上、

チェックリストに基づき確認をしてきましたが、確認済みであることが飲食店を利用

される方にもわかるように、１０月１日から「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」として、店舗において確認を証するステッカーを掲示いただくとともに、県のホーム

ページにおいても店舗一覧の掲載を行うこととしました。

**１　基本的感染防止対策の確認等**

**（１）対　象**

千葉県内の飲食店（テイクアウト・デリバリー型は除きます）

**（２）確認項目**

基本的な感染防止対策である以下の４項目

①アクリル板等の設置（又は座席の間隔の確保）、②手指消毒の徹底、

③食事中以外のマスク着用の推奨、④換気の徹底

**（３）手続き等**

・９月３０日までに再度の見回り調査により、基本的な事項の確認を行います。

・確認項目を満たした店舗に対しては、後日、基本対策確認店のステッカーを送付

しますので、各店舗においてステッカーの掲示を行っていただきます。

※休業中の店舗については、順次、事務局から連絡をした上で訪問します。

　店舗等にいらっしゃらない方は、下記までお問い合わせください。

**２　「基本対策確認店」の周知等**

　　・県では、基本的な感染防止対策が取られている飲食店として県ＨＰに掲載します。

　　・今後、県内で緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置区域となった場合には、現行の国の基本的対処方針によれば、「基本対策確認店」について、酒類提供が認められる場合があります。

　　※「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」については、より厳しい基準を満たしていますので、この確認は不要です。

**３　お問い合わせ先**

千葉県飲食店調査事務局

・受付時間 １１：００～２０：００（土日祝日含む）

・電話番号

1. ０４７－７０３－７１２７

(市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、成田市、習志野市、流山市、

八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市、印西市、白井市）

1. ０４３－２３９－６２３６（上記以外の市町村）

【ステッカー（原寸大）】

